

【諮問（個人）第200号】

4 川 情 個 第 1 号
令和4年4月8日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 早 川 和 宏

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和2年12月18日付け2川総コ第182号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った保有個人情報開示請求に対する拒否処分は、妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年6月23日付けで、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、平成25年1月1日から令和2年6月22日までの住民票の写しの交付請求書、戸籍全部事項証明書及び戸籍個人事項証明書に係る請求書（いずれも本人請求分を除く。）について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を特定し、令和2年6月27日付けで対象公文書を不開示とする拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年7月8日付け審査請求書で、本件処分のうち「平成28年1月1日以降の請求者本人の戸籍全部事項証明書及び戸籍個人事項証明書に係る請求書（本人請求分を除く。）のうち、平成28年10月18日付け交付請求書」に関する部分（以下「本件対象公文書」という。）について取消し、開示するとの裁決を求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第200号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和2年7月8日付け審査請求書、令和2年9月16日付け反論書、令和2年10月22日付け口頭意見陳述及び令和3年11月12日実施の当審査会による口頭意見陳述聴取によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 処分理由である「人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護」について、第三者に審査請求人本人や審査請求人の家族の戸籍を取得される心当たりが無く、大事な個人情報を取得した理由を明らかにしてほしい。また、処分理由である「又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため」について、平成28年8月末頃から9月末頃に警察とトラブルになり、その件での戸籍の取得であれば、審査請求人の戸籍個人事項証明書の取得のみで十分で家族全員の戸籍全部事項証明書の取得は不要と考える。

実施機関は条例第17条第7号を不開示の理由にしているが、そうであるなら、私や私の家族がそれに該当する可能性があることを説明してほしい。

- (2) 平成28年10月18日付け交付請求は著しく不当、不正、過剰な請求であると考えます。しかし、その交付請求書が開示されなければ、そのことについて証明もできない。誰がどういう理由で取得したかを開示してほしい。

4 実施機関の主張要旨

令和２年８月１１日付け弁明書、令和２年１０月２２日付け口頭意見陳述及び令和３年１０月８日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (１) 実施機関は、平成２８年１０月１８日付け交付請求書によりなされた審査請求人に係る戸籍謄本等の請求に対して、戸籍法（昭和２２年１２月２２日法律第２２４号）第１０条の２第２項に基づく国又は地方公共団体の機関による請求と認め、同法第１０条の３により本人確認等を行った上で審査請求人に係る戸籍謄本等を交付した。
- (２) 本件対象公文書については、開示することにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であり、条例第１７条第７号に該当すると判断した。
また、交付した戸籍謄本等が謄本なのか抄本なのかということについても明らかにすることはできない。
- (３) 本件処分の理由について、これ以上詳細に説明を行うと、請求人に本件対象公文書の内容が推定され、本件処分を行った趣旨を没却することから、これ以上の説明は困難である。不開示情報については、条例第１７条第７号に該当するものであり、実施機関としては、その内容を審査請求人に明らかにすることはできない。
- (４) 不開示理由に当たる情報は、交付された戸籍謄本等に記載されている内容ではなく、交付請求書そのものである。

５ 審査会の判断

- (１) 本審査請求にかかる本件対象公文書を、当審査会にて見分したところ、実施機関が主張するとおり、本件対象公文書は、条例第１７条第７号にいうところの「開示することにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」に該当することが、当審査会としても確認された。
したがって、実施機関が、同号該当性を理由として非開示と判断したことに違法、不当はないと認められる。
- (２) 審査請求人は、同号該当性の理由を具体的に明らかにすることを要望するものと解されるが、同号該当性の根拠の詳細を具体的に説明することで、結果的に、明らかにすべきでない情報を明らかにすることになって同号が予防すべきとする支障を及ぼすことになり得る。例えば、警察の捜査による照会があった事実自体を明らかにすべきでないにも拘らず、その点を明らかにしてしまい、警察捜査に要請される密行性を阻害し、公共安全を害する懸念などがある。
したがって、審査請求人の同要望については、一定程度の理解は及ぶものの、当審査会としても、これ以上の説明をすることはできない。
- (３) その他、審査請求人は、実施機関が本事案において戸籍謄本等を照会に応じて照会者に交付したその内容が過剰であった疑いとその不当性について主張してい

るものと解されるが、その点は、本審査会の判断の対象とはなり得ない。

以上の理由により、前記 1 に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委 員 飯 島 奈津子

委 員 嘉 藤 亮

委 員 友 岡 史 仁

委 員 中 島 美砂子